諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年２月２６日（令和８年（行情）諮問第２２４号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７８１号）
事件名：「パワー・ハラスメントの調査」等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書１７」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の３に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の概要

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく各開示請求に対し、令和７年１０月２３日付け防官文第２４４１０号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

アないしエ　（略）

オ　一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ　（略）

ク　他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第３　諮問庁の説明の概要

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和７年１０月２３日付け防官文第２４４１０号により、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

２　法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（３）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（４）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年２月２６日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年３月１８日　　審議

④　同年１１月４日　　本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア　本件開示請求文言にいう「２０１７．１０．２－本本Ｂ９４１」とは、別件開示請求に係る開示請求受付番号であり、別件開示請求は、平成２８年に防衛省で実施した防衛省の全職員に対するパワー・ハラスメントに関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）に係る設問及び集計結果を求めるものである。

イ　本件請求文書においては、アンケート調査に関連する行政文書を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

ウ　本件対象文書は、アンケート調査に関連する文書の全てであり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書は作成・保有していない。

エ　念のため関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

（２）上記（１）ア及びイの文書の特定方法に問題はなく、上記（１）エの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）別表の番号１に掲げる部分（別紙の３（１）に掲げる部分）について

標記の不開示部分には、アンケート調査の実施要領等について、防衛省内で検討した内容が記載されていると認められる。

しかしながら、当該部分については、アンケート調査の実施に当たっての一般的な検討内容が記載されているにすぎず、これを公にしたとしても、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないので、法５条５号に該当せず、開示すべきである。

（２）別表の番号２及び番号３に掲げる部分について

ア　標記の不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

標記の不開示部分には、参考見積を作成した事業者の名称、住所、代表取締役氏名及び連絡先並びに見積金額の合計及び内訳等が記載されているところ、これを公にすることにより、競合他社等に積算手法等を知られるなど、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ　以上を踏まえ検討するに、標記の不開示部分のうち、別紙の３（２）及び（３）に掲げる部分を除く部分については、当該部分を公にす

ることにより、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の諮問庁の上記の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。したがって、当該部分は、法５条２号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の３（２）及び（３）に掲げる部分については、これを公にしても、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法５条２号イに該当せず、開示すべきである。

（３）別表の番号４及び番号６に掲げる部分について

ア　標記の不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

標記の不開示部分には、自衛隊員の属性及びアンケート調査の回答が記載されており、設問用紙（文書１４）には回答者以外がアンケートの回答を閲覧すること及び回答を理由に回答者自身が不利益な取扱いを受けることはない旨明記されている。

これを公にした場合、回答者との信頼関係が損なわれるのみならず、将来の同種の調査に当たって、回答者以外の者が回答を閲覧する又は回答者が不利益な取扱いを受けることなどを懸念し、回答を忌避するなどの行動をとるおそれがあり、ひいては、事実関係の把握が困難となり、今後の同種の調査を適正に行うことが困難になるおそれがある。

イ　当審査会において、文書１４を確認したところ、諮問庁が上記アで説明する記載があることが認められることから、諮問庁の上記アの説明は、これを首肯できる。

したがって、当該部分を公にすることにより、事実関係の把握が困難となり、今後の同種の調査を適正に行うことが困難になるおそれがあると認められることから、当該部分は、法５条６号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（４）別表の番号５に掲げる部分について

標記の不開示部分には、アンケート調査の回答者である自衛隊員の所属及び勤務先を示す情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、各部隊等の現員数が明らかとなり、防衛省・自衛隊の組織及び態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、２号イ、３号、５号及び６号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件対象文書につき不開示とされた部分のうち、別紙の３に掲げる部分を除く部分は、同条１号、２号イ、３号及び６号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の３に掲げる部分は、同条２号イ及び５号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求文書

「パワー・ハラスメントの調査」（２０１７．１０．２－本本Ｂ９４１）、及び当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

２　本件対象文書

文書１　平成２８年度パワハラアンケートの結果について　防衛省人事教育局服務管理官付

文書２　パワー・ハラスメントに関するアンケート（回答用紙）

文書３　パワハラアンケート調査について（案）　２８．７．１１　服務管理官付

文書４　パワハラアンケート調査について（案）　２８．７．１２　服務管理官付

文書５　パワハラアンケート実施要領等について

文書６　今後の予定

文書７　調達要求書

文書８　仕様書

文書９　送付先一覧表

文書１０　下見積書（平成２８年６月２７日）

文書１１　御見積書（２０１６年６月２７日）

文書１２　決裁・供覧

文書１３　パワー・ハラスメントの実態及び職員のパワー・ハラスメントに対する意識の状況を把握するためのアンケート調査について（依頼）

文書１４　パワー・ハラスメントに関するアンケート（問題用紙）

文書１５　パワー・ハラスメントの調査　平成２８年度　電子回答用紙マニュアル

文書１６　パワー・ハラスメントの調査　平成２８年度　中間集計ツールマニュアル

文書１７　（全体版）パワハラ調査＿集計

３　開示すべき部分

（１）文書３ないし文書５の不開示部分の全て

（２）文書１０の不開示部分のうち、下見積業者名、郵便番号、住所、代表取締役、電話番号及びＦＡＸ番号

（３）文書１１の不開示部分のうち、見積業者名、住所、代表取締役、電話番号及びＦＡＸ番号

別表

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書３	１枚目の「２．アンケート実施について」の一部	国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
	文書５	１枚目の「４．アンケートの結果の活用」の一部	
	文書４	１枚目の「２．アンケート実施について」の一部	国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
2	文書１０	品名、数量、単価、金額及び備考の項のそれぞれ一部並びに下見積り業者名等及び合計（税抜）金額のそれぞれ全て	法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法５条２号イに該当するため不開示とした。
3	文書１１	見積業者名等、御見積金額及び御見積明細のそれぞれ全て	法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法５条２号イに該当するため不開示とした。
4	文書１７	ＳＥＱ、認識番号、回答日時、職種コード及び職種名の項のそれぞれ全て	パワハラ調査の個人の回答に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う調査事務に関する情報であり、これを公にすることにより、正確な事実の把握が困難となり、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

			ことから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
５		所属コード、所属名、勤務先コード及び勤務先名の項のそれぞれ全て	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
６		ＡからＣ２２＿９＿ＦＡまでの項のそれぞれ全て	国の機関が行う調査事務に関する情報であり、これを公にすることにより、正確な事実の把握が困難となり、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。